

いわき市災害危険区域に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市災害危険区域に関する条例（平成24年いわき市条例第79号。次条において「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(第2種区域内及び第3種区域内における住居用建築物の構造)

第2条 条例第3条第2項の規則で定める構造は、第2種区域内においては、次に掲げる構造とする。

- (1) 住居用建築物の居住又は宿泊の用に供する室（以下「居住室等」という。）の床面の高さは、当該住居用建築物の敷地に接する道路の路面（当該道路の路面に高低の差があるときは、その最も高い位置と最も低い位置との中間の高さの位置（以下この号において「中間位置」という。））とし、当該敷地に接する道路が2以上あるときは、当該道路の路面（当該道路の路面に高低の差があるときは、中間位置。以下この号において同じ。）が最も高い道路における路面とする。ただし、市長が地形の特殊性により不相当と認めて別の位置を指定したときは、当該位置とする。次項第1号において同じ。）から1.5メートル以上高いものとする。
- (2) 居住室等を有する階を2以上とすること。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。
- (3) 主要構造部（屋根及び階段を除く。）を鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、地階を有しないこと。

2 条例第3条第2項の規則で定める構造は、第3種区域内においては、次に掲げる構造とする。

- (1) 住居用建築物の居住室等の床面の高さは、当該住居用建築物の敷地に接する道路の路面から1.5メートル以上高いものとする。
- (2) 基礎を鉄筋コンクリート造とし、地階を有しないこと。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。